

0・1・2歳児クラス用

令和7年度認証保育所等保育料補助金のお知らせ

杉並区では、待機児童対策の一環として、認証保育所等にお子さんを預けている保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、保育料の補助を行っています。以下の内容をご確認いただき、申請手続きをお願いいたします。
 なお、この補助金制度は待機児童の状況等により、補助内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

1. 補助対象施設と対象者

対象施設 対象施設の一覧はP4 二次元コードより確認してください

- ①認証保育所（区外も含む）
- ②認可外保育施設（区外も含む）
東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設（注1）
ただし、企業主導型保育施設に在園している非課税世帯を除く。
- ③杉並区グループ保育室

対象者 次の①～④の要件を満たしている児童の保護者

- ①当該月の初日に杉並区に住所を有していること
- ②当該月の初日に施設に在籍し、月160時間以上の月ぎめ保育契約により入所していること
- ③保育の必要性の認定を有すること（注2）
- ④他の教育・保育施設（認可保育所・小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・幼稚園等）に在籍していないこと

（注1）対象のベビーホテル・その他の認可外保育施設は、東京都又は施設所在地の自治体のホームページで確認ができます。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。
 （注2）保育を必要とする要件につきましては、P2「4. 保育の認定事由と必要書類」をご覧ください。

2. 申請期限・申請後のスケジュール

注意

補助金は遡って交付することはできません。必ず申請期限までに申請書の提出をお願いします。

※令和6年度に補助金申請した方も、改めて申請が必要です。申請した期以降は、第4期まで自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。ただし、年度内で在園施設が変わった場合は再申請が必要です。

期	支払対象月	申請期限	決定通知送付	振込予定
第1期	令和7年4月～6月分	<u>令和7年6月30日(月)</u>	令和7年7月下旬	令和7年8月上旬
第2期	令和7年7月～9月分	<u>令和7年9月30日(火)</u>	令和7年10月下旬	令和7年11月上旬
第3期	令和7年10月～12月分	<u>令和7年12月26日(金)</u>	令和8年1月下旬	令和8年2月上旬
第4期	令和8年1月～3月分	<u>令和8年3月23日(月)</u>	令和8年4月下旬	令和8年5月上旬

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。決定した補助金額は、申請書ご記入の口座（当該児童の保護者に限る）へ振り込みします。
 ※交付決定通知時期・振込時期については審査状況等により前後する場合があります。
 ※審査に必要な内容の確認がとれない場合は、交付決定通知、振込が遅れる場合があります。
 ※年度内に審査に必要な書類等の確認がとれない場合、審査対象外となり、補助金のお支払いはできません。

3. 提出書類

(1)(2)(3)の書類を窓口、又は郵送で提出して下さい。※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能

(1) 全員提出	
杉並区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 杉並区認証保育所等利用費請求書(兼口座振替依頼書)	
(2) いずれかを提出	
保育の必要性の認定を <u>受けていない</u> 場合	①保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ②マイナンバー記入用紙 ③保育所等を利用していない理由書 ④P2「4. 保育の認定事由と必要書類」の必要書類
保育の必要性の認定を <u>受けている</u> 場合	①保育所等を利用していない理由書 ②P2「4. 保育の認定事由と必要書類」の必要書類 ※ただし補助金申請日より半年以内に必要書類を提出している場合は不要
(3) 該当者のみ提出	
令和6年1月1日現在、杉並区に住民登録がない場合	令和6年度住民税課税(非課税)証明書
令和7年1月1日現在、杉並区に住民登録がない場合	令和7年度住民税課税(非課税)証明書
令和6年1月1日現在、国内に住民登録がない場合	勤務先が発行した令和5年1月～令和5年12月分(賞与含む)の給与証明書
令和7年1月1日現在、国内に住民登録がない場合	勤務先が発行した令和6年1月～令和6年12月分(賞与含む)の給与証明書
P3「6. 負担軽減制度」の対象者に該当する方	①杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書 ②対象であることが確認できる書類(P3「6. 負担軽減制度」参照)

4. 保育の認定事由と必要書類

重要 保育料補助金を申請する方へ

①保育の必要性の認定を有する月から補助金交付対象となります。

※下表「保育を必要とする事由」を有する期間を含む。ただし、P1「2.申請期限・申請後のスケジュール」までに申請書が提出された場合に限る。

例) 令和7年9月に申請をした場合で、令和7年4月から就労している場合、申請月の属する第2期の最初の月である令和7年7月から補助対象



②下表をご確認のうえ、必要書類をご提出下さい。

※すでに「保育の必要性の認定」の申請を有している場合でも、補助金申請月の半年以内に下記の書類を提出していない場合は、提出が必要です。

③保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、補助対象外となります。また、保育を必要とする事由が変更になる場合は、保育課認定・入園係にご相談ください。

保育を必要とする事由		必要書類 ※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能	補助対象期間
就労	会社勤務の方	①就労証明書 ※保護者本人が会社の代表者等で、記入者が保護者自身の場合は、就労証明書に記載された就労実績の裏付けが確認できる書類（給与明細書の写し等）も併せて提出が必要 ★入所児童の育児休業取得中の場合 ②復職証明書 （復職後に記入したもの） ★就労内定の場合 ①提出後、満1か月分の就労実績が出たら、就労実績を記入した①を提出	就労している期間 ※ 育児休業中の方は復職月から有効。 ※ 当該児童の育児休業から復職せず、下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、「妊娠または出産」に該当します。
	自営業の方	①就労証明書 ②仕事の内容が分かる資料（開業届等） ③直近3か月の就労日数、時間が分かる資料 または直近3か月の売上が分かる資料（給与明細書の写し等） ★就労内定の場合 ①～②提出後、満1か月分の就労実績が確定したら①③を提出	
疾病または障害	医師の診断書（原本）または各種手帳の写し（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級） ※診断書は発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの		
介護または看護	①介護状況申告書 ②介護状況表 ③被介護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証や障害支援区分通知書の写し等）または 医師の診断書（介護用） ④介護サービス計画書（ケアプラン）の写しなど介護・看護の実態が分かるもの（要介護認定されている場合）	各事由が生じている期間	
災害復旧	①り災証明書等の写し ②復旧活動の状況及び今後の見通しが分かるもの		
妊娠または出産	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）		出産予定月の前2ヶ月から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワーク受付票の写し等） ◇就労を開始した場合→ 就労要件の必要書類を提出し、後日満1か月分の就労実績を提出して下さい。 ◇同一年度内に、就労要件から求職要件に変わった場合は、補助金対象外です。	3ヶ月間 ⇒ 求職期間が3ヶ月を超え、4ヶ月目以降は補助対象外	
就学（職業訓練）	①在学証明書または入学許可書等（在学期間が分かるもの）の写し ②カリキュラム、時間割等		在学している期間
該当する方のみ		必要書類	
ひとり親の方	申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）の写し ※外国籍の方は独身証明書とその和訳		
外国籍の方で永住権がない場合	在留カードの両面の写し		

※必要書類の詳細については、「令和7年度保育施設利用のご案内」のP4「保育の必要性の認定について」をご確認ください。

5. 1か月あたりの補助金額

対象施設	補助金額	
	第1子	第2子以降
認証保育所	「認証保育所保育料」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額 【補助上限】月額80,000円	「認証保育所保育料」と補助上限額とのいずれか低い方の額 【補助上限】月額80,000円
認可外保育施設	「認可外保育施設保育料」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額 【補助上限】月額30,000円	「認可外保育施設保育料」と補助上限額とのいずれか低い方の額 【補助上限】月額60,000円
杉並区グループ保育室	同条件で旧杉並区保育室に入所した場合の保育料との差額 【補助上限】なし	「杉並区グループ保育室保育料」と同額 【補助上限】なし

※認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)および旧杉並区保育室に入所した場合の保育料は、「<参考>認可保育園・旧杉並区保育室 保育料」参考①②を参照してください。

※4月～8月は令和6年度の区民税所得割、9月～3月は令和7年度の区民税所得割の世帯合計額により補助金額を算定します。

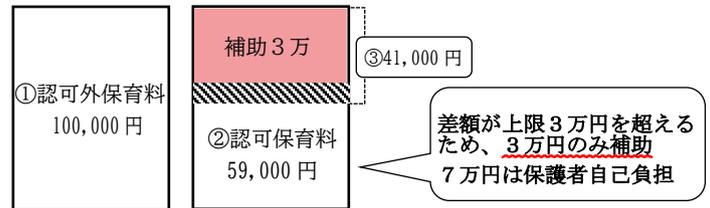
※認証保育所等保育料には、延長保育料・教材費・年会費・食材料費・通園バス代・おむつ代等の実費払いとして発生する経費は含みません。

※「認可保育所に入所した場合の保育料」とは、原則、負担軽減・減額を適用しない保育料(標準時間)とします。

なお、ご家庭の状況に応じて負担軽減が適用される場合がありますので、P3「6.負担軽減制度」をご確認いただき、書類を提出して下さい。

【算定例】

- ・1歳児クラス(第1子)
- ・①認可外保育施設保育料100,000円
- ・②認可保育所に入所した場合の保育料59,000円
- ①100,000-②59,000=③41,000円(差額)



6. 負担軽減制度

対象施設	交付額(上限)	対象者	提出書類 ※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能
認証保育所	80,000円	(I)住民税非課税(4月～8月:令和6年度、9月～3月:令和7年度)(注1) (II)生活保護世帯、里親世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けた世帯	①杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書 ②対象であることが確認できる書類 (I)の場合…各年度の非課税証明書 (II)の場合…確認できる書類
認可外保育所	60,000円		
杉並区グループ保育室	上限なし	旧杉並区保育室の負担軽減制度に準ずるため、別紙「杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書」をご確認ください。	①杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書 ②対象であることが確認できる書類(注2)

(注1)企業主導型保育施設に在園中の非課税世帯の方は、国からの給付になりますので、在園中の保育施設へお問い合わせください。

(注2)詳細は①杉並区認証保育所等保育料負担軽減にかかる申出書をご確認ください。

※令和5年10月から、第2子以降の児童が、負担軽減の対象になりました。

7. 住民税非課税世帯の保育無償化について

住民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの保育料は一部無償化となります。

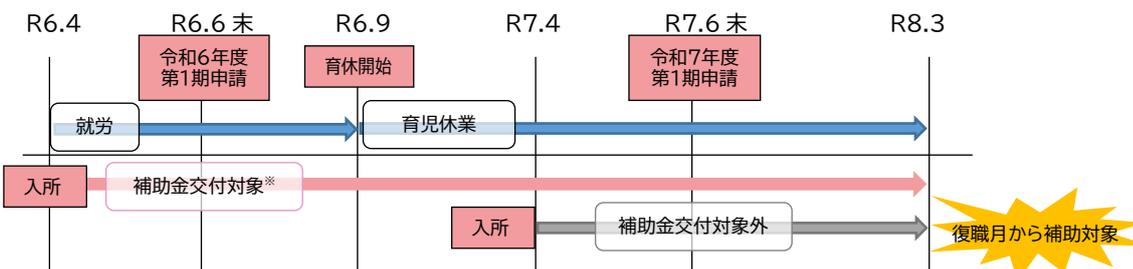
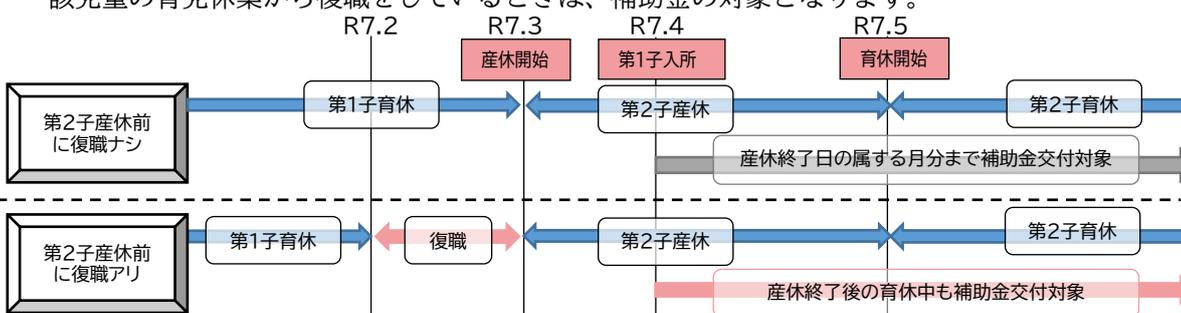
・国、都、区の公費から、認証保育所は8万円を上限に、認可外保育所は6万円を上限に、利用費を給付いたします。

・延長保育料は無償化の対象外です。

・提出書類・提出期限・給付対象条件等は本補助金と同様です。P1～2をご覧ください。

・企業主導型保育施設に在園中の非課税世帯の方は、国からの給付になりますので、在園中の保育施設へお問い合わせください。

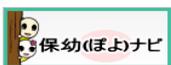
8. 注意事項

<p>育児休業中に、児童を入所させる場合</p>	<p>① 育児休業中に入所した児童の補助金については、保護者が復職した月から交付対象となります。復職後、「復職証明書」をご提出下さい。</p> <p>② 児童が在園中でかつ補助金を受けている場合、当該児童の下の子のために保護者が育児休業を取得したときは、当該児童の補助金は継続して支給されます。(育児休業特例による)</p>  <p>※育児休業特例中で同施設に継続して在園している児童の補助対象期間は、最長で当該児童の下の子が満2歳になる年度の末日を含む月までとなります。</p> <p>③ 育児休業特例中で在園している児童が転園した場合は、育児休業特例の対象外となるため、保護者が復職する場合を除き、補助金の給付対象外となります。</p> <p>④ 育児休業中の保護者が復職しないまま、下のお子様の産休中に、児童を入所させる場合は、「妊娠または出産」要件に該当します。(補助対象期間も同様) 母子手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ)をご提出下さい。</p> <p>⑤ 児童が入所した月の翌月以降に、当該児童の下の子のための育児休業を開始した場合、既に当該児童の育児休業から復職をしているときは、補助金の対象となります。</p> 
<p>補助金の計算について</p>	<p>① 0・1・2歳児クラスの方は、補助金支給額を計算するために、保護者の方の所得の確認が必要となります。国外に居住されていた方は、国内で所得税・住民税が課税されないため、保育課で所得の確認ができません。よって、以下の書類のご提出をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外で収入があった方→勤務先発行の「給与証明書」等、収入が確認できる書類 ・国外で収入が無かった方→「年間収入申告書」 <p>② 補助金の計算方法は、「認可外施設に支払った保育料」-「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」の差額で計算します。※但し、上限金額の範囲内です。</p>
<p>企業主導型保育施設に入所された場合</p>	<p>① 0・1・2歳児クラス→補助金対象のため、保育課へ申請してください。</p> <p>② 0・1・2歳児クラス(住民税非課税世帯)および3・4・5歳児クラス→国から補助金が交付されますので保育課への申請は不要です。施設へ直接ご確認ください。</p>



保育に関する情報は、区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」、杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」でも提供しています。利用費給付制度の運用は、お住いの自治体によって違いがあります。

杉並区ホームページ



申請書
ダウンロードサービス



東京都ホームページ



認可外保育施設
指導監督基準を満たし証明書を有する施設を、こちらから確認できます。



認証保育所

【提出先・お問い合わせ】

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係

☎03-3312-2111 (代表)